

緊急事態宣言を受けての対応について

① 診療について

日本歯科医師会からの要請を受け、当面の間、緊急性が少なく、延期しても問題が少ない治療、定期健診は延期をお勧めしています。治療の必要性については、受付や電話での相談をお受けしています。

37.5度以上の発熱やせき、強いだるさ（倦怠感）、呼吸が苦しいなどの症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われる方は、歯科診療の前に帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。

伊丹健康福祉事務所：072-785-9437（平日9：00～17：30）

② 診療時間について

当面の間、受付時間を短縮いたします。

AM 9：00～12：30

PM 15：30～17：30（土曜日は午後休診）

③ 連絡先

医院 TEL：072-778-0670

繋がらない場合は 080-7063-1037

感染防止のためご理解・ご協力をお願いします。